

## インボイス制度経過措置の見直し ～ 税制改正のポイント整理～

前月に引き続き令和 8 年度税制改正の内容になりますが、今回は消費税についての改正の中から特に関係する事業者の多い 2 点についてお伝えします。

### 1. 「2 割特例」から「3 割特例」への移行と対象の限定

#### 改正内容

インボイス制度開始に伴い、免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者の税負担を軽減するために設けられた「2 割特例」がまもなく終了予定ですが、本制度について以下の改正がありました。

#### 「3 割特例」の新設

消費税の納付税額を売上に係る消費税額の「2 割」とすることができる現在の特例（いわゆる 2 割特例）が令和 8 年 9 月 30 日を含む課税期間で終了しますが、新たに令和 9 年分および令和 10 年分については消費税の納付税額を売上に係る消費税額の「3 割」とすることができる措置が講じられます。



#### 個人事業者のみが対象

従来の「2 割特例」は法人の適用も可能でしたが、今回の「3 割特例」は**個人事業者のみ**が対象となります。法人の「2 割特例」は、当初の予定通り令和 8 年 9 月 30 日を含む課税期間をもって終了します。

#### 2 年間の限定措置

この「3 割特例」が適用できるのは、令和 9 年分および令和 10 年分の 2 年間に限られます。

#### 簡易課税制度適用の検討

納税額が 2 割から 3 割へ増えることで、現在この特例を受けている個人事業者は実質的な増税となります。そのため、事業内容によっては「簡易課税制度」を選択した方が有利になる可能性があり、届出の検討が必要です。

#### 簡易課税制度とは

基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者が、売上に係る消費税額に事業区分に応じた「みなし仕入率(40%～90%)」を乗じて仕入れに係る消費税額を計算する制度です。

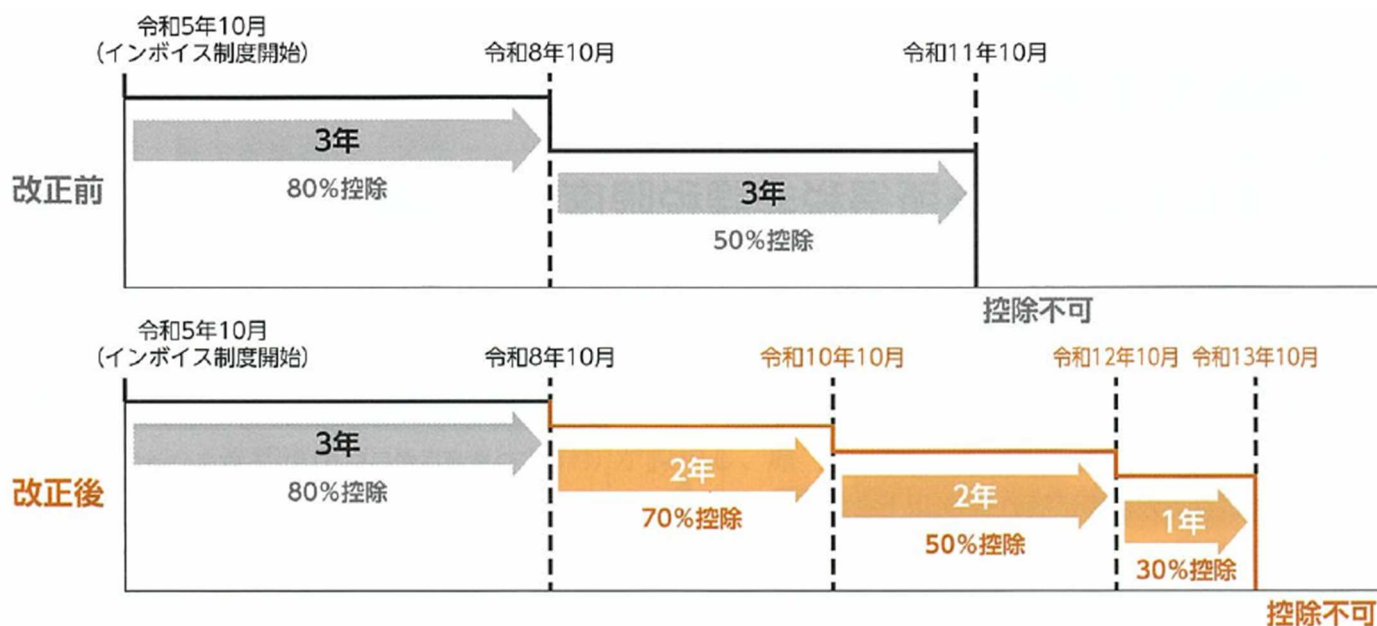
例えば、小売業であれば、みなし仕入率は 80% となり、実質的な納税額は売上税額の 2 割となるため、3 割特例よりも有利になります。

## 2. 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の割合変更、延長と上限の引き下げ

### 控除可能割合の段階的引き下げと期間延長

インボイスを発行できない免税事業者等からの課税仕入れであっても、一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置についても、期間の延長と控除率の見直しが行われます。

当初の予定では、令和8年10月以降は控除可能割合が50%に下がる予定でしたが、激変緩和措置として「70%控除」、「30%控除」の期間が新設され、全体の期間も2年延長されました。



### 年間適用上限額の引き下げ

一の免税事業者等からの課税仕入れについての年間適用上限額が、従来の「10億円」から「1億円」へと大幅に引き下げられます。

### 実務上の留意点と準備

令和8年10月以降、免税事業者等からの課税仕入れについての控除可能割合が現在の80% 70%へと変更されます。これに対応できるよう、会計ソフトの改修や設定の確認が必要です。

今回の改正は、インボイス制度による急激な税負担を和らげる一方で、最終的には完全なインボイス発行事業者への移行や、免税事業者からの仕入税額控除の廃止に向けたステップとなっています。

特に個人事業者は、令和9年以降の納税額の変化を見越し、簡易課税制度への切り替えを含めたシミュレーションを早めに行うことが推奨されます。